



平成27年5月14日

各 位

会社名 **株式会社テクノアソシエ**
代表者名 代表取締役社長 新宮 寿人
(コード番号 8249 東証第二部)
問合せ先 人事総務部担当部長 渡辺 俊裕
(TEL 06-6459-2101)

内部統制システム構築に関する基本方針の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改正箇所は下線で示しております。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ改正するものであります。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の経営理念、事業精神、企業行動憲章の浸透に努めるほか、法令等の遵守は経営の最大の重要課題と認識しコンプライアンス・マニュアルを制定しその普及と浸透を図る。社長を委員長とするCSR委員会がコンプライアンスを統轄し、グループ横断的なコンプライアンス・リスクの把握、分析及び評価を実施すると共に、全社員に対しては、社内研修やeラーニング等を通じその周知徹底を行う。

また、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案をCSR委員会委員長から取締役会及び監査役会に報告する。

さらに、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及びグループ会社に通報・相談窓口の設定を行い、適切な情報の把握・必要な対策等が取れるようにする。また、「公益通報者保護規程」に規定しているとおり、当該通報・相談を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録を作成し保存するとともに、社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切に管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ横断的なリスクについては、社長を委員長とするCSR委員会が中心となって、基本方針の制定や適切なリスク管理が行える規程やその体制を整える。

これらの活動は、CSR委員会及び各種委員会が、それぞれ定めるマニュアルやポリシーに従い、コンプライアンス・情報セキュリティー・自然災害等の危機管理について統括する。

監査役、監査部は、当社及びグループ会社のリスク管理状況のモニタリングを行う。

また、重大なリスクが顕在化し緊急の対応が必要な場合には、CSR委員会が対策本部の設置等を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的且つ適正に行われるよう、「職務・業務分掌及び職務権限規程」等において担当部門、職務権限及び各組織の所管業務を定める。

定例の取締役会において、「取締役会規則」により定められた事項の決定や報告、並びに業務執行状況の確認を行うと共に、取締役会の機能充足と経営の効率化を図るため、社長を含む取締役、監査役、執行役員が出席する経営執行役員会を適時開催する等、機動的な意思決定が行える体制を整える。

経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸としたトップ方針をベースに、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行う。また、経営目標の進捗トレースについては定期的な業績報告会を通じて行う。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する内部統制委員会を設置し、推進部門として業務統括部及び経理部グローバル管理室を設け、それらの方針・指導・支援のもと、各部門・子会社において、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った、統制システムの構築および適切な運用を進め、財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図る。

内部統制委員会は、監査部 内部統制グループの監査報告に基づき事業年度毎にグループ全体の内部統制システムの有効性の評価を行い、その結果をもとに金融庁に提出する内部統制報告書を取りまとめ、CSR委員会及び取締役会の承認を得るものとする。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、「職務・業務分掌及び職務権限規程」等に従い、特別な事項については行動規範を制定し、事業運営上、尊重・遵守していきべき事項について社内研修・教育等を行い共有化に努める。

関連規程に基づき、当社取締役会、経営執行役員会で報告・付議すべき決定事項・発生事実やリスク管理、コンプライアンス等に関する事項について、グループ会社の所管部門を通じた報告や当社の事前承認等を義務付ける。また、当該所管部門がグループ会社と協力、協議、情報交換等を行うことを通じて、グループ会社における経営の効率化を図る。

業績評価及びリスク情報の有無を監査するため、経理部及び監査部で、グループ会社に定期的往査を実施する。監査部は、監査において発見された事項について監査報告を行い、特に損失の危険やコンプライアンス等に関する重要事項については、取締役会に報告するとともに改善施策等について指導監督する。

業務の法令・定款等への適合性、コンプライアンス等に関しては、当社及びグループ会社の各部門の長が部門内の指導・管理を行い、その実態をCSR委員会に報告する。顕在化した事案に関してはCSR委員会が対策等を指示する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき部門として監査役室をおき、兼務の使用人を配置するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の使用人の人事異動、人事評価に際しては、あらかじめ監査役会に相談し意見をもとめるものとする。また、当該使用人は、監査役の指揮命令に従い職務を行うものとする。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要な各種会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人等にその説明を求めるこ

ととする。

当社及びグループ会社において、取締役及び使用人等は、以下に定める事項について速やかに監査役に対し報告する体制とする。

- ①会社の業績や信用に大きな影響を与えるもの。又はその恐れのあるもの。
- ②法令、定款、諸規定及び倫理規程に反する事項。
- ③その他監査役会が報告すべきものと定めた事項。

10. 監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に対し、不利な取扱いを行わない。その旨を「公益通報者保護規程」に規定する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役及び使用人からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、代表取締役と監査役との定期的な情報交換会を開催する。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため必要な予算を毎年度設定し、監査役がその職務の執行に関連して弁護士・公認会計士等の外部専門家を活用し、その費用の支払いを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

以 上